

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：31件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内ボイラ給水配管1-2号機連絡空気駆動弁に開動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	廃棄物処理系床ドレン濃縮器（A）加熱用蒸気戻り凝縮水三方切替弁制御用空気元弁は長期保管設備として閉とすべきところ、開となっていたため閉操作し、恒久「閉」タグ札取り付けを提案	対象外	
3	2号機	中央操作室換気空調系排気ファン（10）出口ダンパ開閉ランプ表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
4	3号機	原子炉圧力容器水素注入装置大流量調節弁にシートパス及び小流量調節弁の流量制御不良（ハンチング）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	3号機	廃棄物処理系廃液処理作業において、廃液サージタンクから廃液ろ過器及び廃液脱塩器に通水すべきところ、廃液脱塩器を通さず、廃液サンプルタンク（A）へ廃液移送を行ったことが認められたため、対応検討	C	
6	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）軸シール水戻り配管ベント管通気孔カバーより水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	3号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（12）圧縮機（A）が警報「巻線温度高」によりトリップしたため、当該圧縮機を点検・修理	D	
8	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（原子炉建屋1階北側）窒素ガス充填元弁（12A）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	4号機	所内ボイラ室アイシャワー用流し台排水配管Uシール部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）軸受箱振動記録計デジタル表示部に故障を示す「エラー」表示が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
11	4号機	ほう酸水注入系ドレン受タンクホース接続部にほう酸の析出が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン高圧加減弁ドレントラップ点検において、内部部品に破損が認められたため、当該部品を交換	D	
13	5号機	中性子計測系出力領域モニタ点検において、補助ユニット（E）内部補助リレーに故障が認められたため、当該リレーを交換	D	
14	5号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（50-19）駆動水配管元弁点検において、弁体に破損が認められたため、当該弁体を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	残留熱除去系計装配管検出元弁（3台）点検において、2台にシートパス及び他の1台に弁グランド部からの漏えいが認められたため、当該部を修理	D	
16	5号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（34-07）の駆動水配管元弁点検において、弁体に摩耗が認められたため、当該弁体を交換	D	
17	5号機	復水移送ポンプ（B）ベント弁にシートパス（1滴/秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	5号機	主要変圧器冷却器盤の換気用フィルタ（前扉・裏扉・天井）に劣化が認められたため、当該フィルタ（3箇所）を交換	D	
19	5号機	蒸気式空気抽出器第2段入口圧力計（B）点検において、内部圧力検出器（ブルドン管）に変形が認められたため、当該計器を交換	C	
20	5号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（A）ベント弁グランド部にリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
21	5号機	蒸気式空気抽出器第2段入口圧力計（A）点検において、内部圧力検出器（ブルドン管）に変形が認められたため、当該計器を交換	C	
22	5号機	所内ボイラ（A）バーナー前重油流量調節弁グランド部にリーク（1滴/20秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	5号機	500kV超高压開閉所碍子洗浄ポンプ（D）出口圧力計に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
24	6号機	主復水器（B）ホットウェル出口導電率計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
25	6号機	中性子計測系平均出力領域モニタ（F）モード切替スイッチのモード表記とつまみ矢印に位置ズレが認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
26	6号機	中央操作室運転員操作桌上的監視用モニタ伝送ユニット内部冷却ファンより異音が認められたため、当該ファンを点検・修理	D	
27	6号機	残留熱除去系熱交換器（B）海水出口圧力調整弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検	C	
28	6号機	原子炉自動減圧系窒素圧縮装置（B）レシーバタンク出口弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検	D	
29	集中環境施設	洗濯廃液系濃縮洗濯廃液ポンプ（A）の出口圧力が低く性能低下が認められたため、当該部を点検・修理	D	
30	集中環境施設	洗濯廃液系濃縮洗濯廃液ポンプ（B）の出口圧力が低く性能低下が認められたため、当該部を点検・修理	D	
31	その他	海生物焼却設備汚泥返送ポンプ（A・B）に汲上げ不良が認められたため、当該ポンプ（2台）を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで